

四万十市競争入札参加資格審査申請の受付について

四万十市契約規則第3条及び第20条並びに四万十市指名競争入札指名基準要綱第3条の規定に基づき、令和6・7年度に四万十市が発注する物品・役務等に一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）参加資格を得て参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期、方法等について次のとおり定めたので公示する。

令和5年12月1日

四万十市長 中 平 正 宏



1 申請業者の区分及び資格の有効期間

この公示は、市内業者（四万十市内に本店を有する者をいう。）及び市外業者（四万十市外に本店を有する者をいう。）に適用する。

令和6年4月1日～令和8年3月31日

ただし、上記有効期間を経過してもなお次の参加資格の決定がなされない場合は、次の参加資格の決定がなされるまでは有効とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格等（審査基準日 令和6年1月1日）

（1）物品・役務等

ア 競争入札に参加できる者は、資格審査を受け有資格者名簿に登録された者とする。

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める者の他、下記のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

（ア）営業に関し法律上必要な資格を有していない者

（イ）手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行口座取引を停止されている者

（ウ）経営状態が著しく不健全であると認められる者

（エ）納期限の到来した国税・都道府県税・市区町村税を滞納している者

イ 資格審査による格付は行わない。

3 申請書類

以下の区分に従い、Web申請又は書面による申請とする。

書面による申請の場合は、競争入札参加資格審査申請書添付書類一覧表を2部、その他の書類は各1部提出すること。

原本以外のものにあつては、全てA4サイズとし、アから順番に並べること（ファイル不要）。

なお、申請書は審査基準日（令和6年1月1日）時点で作成すること。

(1) 物品・役務等

- ア 競争入札参加資格審査申請書添付書類一覧表
- イ 物品・役務等競争入札参加資格審査申請書
- ウ 営業種目一覧表（書面申請のみ。Web申請の場合は申請書内に入力事項有り。）
- エ 営業に係る許可書等（国又は地方公共団体の許認可が必要な業種に限る。写し）
- オ 納税証明書（国税・都道府県税・市区町村税。写し可。令和5年12月1日以降の証明日付のもの）
- カ 使用印鑑届
- キ 年間委任状（営業所又は支店に年間を通じて委任する場合のみ。様式指定なし。）
- ク 法人の場合は、商業登記簿謄本（申請日から3か月以内に発行されたもの。写し可。）
- ケ 法人の場合は、決算報告書（直近のもの。写し可。）
- コ 個人の場合は、身分証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの。写し可。）
- サ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書

4 申請方法

Web申請又は書面による申請とし、書面による申請の場合は持参若しくは郵送とする。

なお、郵送の場合は、受付期間内必着とし、返送先を記載した返信用封筒（定型：84円切手貼付）を同封のこと。

Web申請先 <https://www.nssinsei.jp/shimanto-city>

5 申請書の受付期間（受付期間内必着）

(1) 期 間 令和6年1月4日(木)～令和6年1月31日(水)（土、日曜日及び祝日除く。）

(2) 時 間 8時30分～12時、13時～17時15分

※Web申請の場合、最終日の23時59分まで入力可能

6 申請書の提出先

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地

四万十市財政課管財契約係（四万十市役所本庁舎4階）

電話（直通）0880-34-6120（代表）0880-34-1111 内線2406・2407

FAX 0880-34-6767

E-mail nyuusatu@city.shimanto.lg.jp

7 有資格者名簿の公表及び資格の取消し

(1) 四万十市財政課及び市ホームページにおいて公表する。

(2) 有資格者名簿に登録された者が参加資格審査申請書及び添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をした場合は、その資格を取り消すものとする。

8 指名停止等

有資格者名簿に登録された者が物件の売買その他の契約において、不誠実な行為あるいは法令違反等があった場合は、四万十市指名競争入札参加資格停止措置要領により指名停止を行う。

なお、四万十市以外の発注する物件の売買その他の契約において、指名停止及び営業停止処分を受けた場合は、速やかに処分内容を届け出ること。

9 競争入札参加資格審査申請書の変更届

有資格者名簿に登録された者は、競争入札参加資格審査申請書を提出した後、申請内容に変更があった場合は、変更届を直ちに市長に提出しなければならない。

